

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	被災者台帳作成に関する事務 基礎項目評価表

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、被災者台帳作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

越谷市長

## 公表日

令和4年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳作成に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	災害が発生した場合において、被災者への「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期間にわたる当該災害の被災者の援護を総合かつ効率的に実施するため、個々の被害状況や援護の実施状況を一元的に集約した被災者台帳を整備し管理する。 被災者台帳には、災害対策基本法第90条の3第2項の事項を記載する。
③システムの名称	被災者台帳
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳(Excelファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の36の2の項 2. 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号) ・第90条の3(被災者台帳の作成) ・第90条の4(台帳情報の利用及び提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 未定 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	危機管理室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市危機管理室 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9285

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	協働安全部危機管理課	市民協働部危機管理課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市協働安全部危機管理課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-964-9285	越谷市市民協働部危機管理課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-964-9285	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月28日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	評価書の見直しを実施した
平成30年6月5日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	評価書の見直しを実施した
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	石渡 敏幸	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	平成31年4月1日時点	令和2年1月16日時点	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本市の地域に係る災害が発生した場合において、「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や援護の実施状況を一元的に集約した被災者台帳を整備し管理する。	災害が発生した場合において、被災者への「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被害状況や援護の実施状況を一元的に集約した被災者台帳を整備し管理する。	事後	評価書の見直しを実施した
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民協働部危機管理課 ②課長	①危機管理室 ②室長	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	越谷市協働安全部危機管理課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-964-9285	越谷市危機管理室 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-964-9285	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	令和2年1月16日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価書の見直しを実施した
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	誤りのため修正